

秋 田 市 公 報

# あきた

第1208号 号外

令和7年07月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

目次

監査公表

監査公表

監査委員事務局

## 監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、令和7年4月18日付けの請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施したので、結果を次のとおり公表する。

令和7年6月9日

秋田市監査委員	鶴	田	嘉	裕
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	安	井	誠	悦
秋田市監査委員	堀	内	和	恵

## 第1 請求人

(略)

## 第2 監査の請求

### 1 請求の受理

令和7年4月18日に提出のあった本件請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、同年5月13日に受理した。

### 2 請求の要旨（「秋田市職員措置請求書」の原文のまま。）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え、以下のとおり必要な措置を請求します。

#### 請求の要旨

請求人は、A 小学校および秋田市教育委員会による以下の行為が秋田市に損害を与えたと主張します。

- ・ P T A非加入者への不当な請求および個人情報の不適切利用
  - ・ P T A加入手続きの不明確さと学校・ P T Aの役割混同
  - ・ 学校名義携帯電話利用料の不正支出
  - ・ 日本スポーツ振興センター（以下 J S C）災害共済加入同意書の管理不備
- これらの行為は、学校と P T Aの役割混同および公文書管理の不備に起因

し、以下の是正を求めます。

- ・ 不当請求の即時停止
- ・ 個人情報利用の実態調査と是正
- ・ 携帯電話利用料の調査と公金管理への移行
- ・ J S C同意書管理の調査とマニュアル作成
- ・ P T A会費徴収手続きのマニュアル作成と教職員教育
- ・ 公文書誤提供の防止策

#### 請求の原因

1. 不当な請求行為と個人情報の不適切利用

(1) 事実経緯

令和6年4月8日、A小学校校長●●●は、PTA非加入者である請求人に対し、「教育振興費●●●●●円は請求人の子のクラブ活動等に使用される」と説明したため、請求人はこの説明を前提に対応を検討。

令和6年5月2日、事務職員●●●が「令和6年度学校納付金について(お願い)」（資料1：教育振興費請求文書）を作成。

教育振興費●●●●●円を含む納付金案内文書を、担任教員●●●●●を通じて5月7日に請求人の子に送付。

文書は学校の公式封筒に入れられ、教育振興費は公式な請求と誤認させる形で配布された(資料24：学校封筒のコピー)。

教頭●●●●●に使途を確認したところ、「●●●●●円のうち●●●●●円はPTA会計に繰り入れ、●●●●●円は卒業記念品代」と説明が変更された。

請求人が「卒業記念品代支払いには同意していない、●●●●●円の詳細な使途を教えてください」と尋ねると、教頭は「請求人の子のクラブは経費がかからないため、教育振興費の請求は不適切だった」と認めた。

●●●●●円はPTA教育振興費予算額の●●●●●円(資料2：PTA総会予算書案)を在学家庭数で按分したもので、請求人の子のクラブ活動に使用されていないことが判明。

学校は「すでに引き落とし中止ができないため、口座を残高不足にしてください」と不適切な指示。

請求人が従った結果、引き落としは未遂に終わり(資料3：通帳コピー)、令和6年6月3日付「学校納金の振替額変更について」(資料4：振替額訂正文書)で請求額が訂正された。

訂正文書も学校封筒で送付された(資料24)。

PTA会員に対しては、教育振興費の請求はなかった(資料5：PTA会員向け納付金案内)。

複数存在する非加入者向けに、複数種類の納付金案内文書が作成され(資料6：複数の納付金案内文書)、公文書開示請求で誤った文書が提供された(資料7：誤提供文書)。

内部調査（資料 8：調査関連文書）と返金作業（資料 9：返金通知文書）で追加負担が発生。

保有個人情報開示請求（資料 10：個人情報開示結果通知）で、学校が P T A から請求人の個人情報を取得せず、教育目的で取得した児童と保護者の紐づけ情報を利用した事実が判明。

学校と P T A の間に業務委託契約はない（資料 11：契約不存在通知）。

教育振興費の使途記録を求めたところ、学校は「不存在」と回答（資料 21：使途記録不存在通知）。

これは「クラブ活動等に使用される」「卒業記念品代に充当される」との説明に裏付けがないことを示す。

なお、本来は教頭との用件で学校に電話したが不在であり、たまたま応答した事務職員に、教育振興費の使途を確認したところ、以下の回答を得た。

- ・学校名義の携帯電話利用料
- ・保険ニュース購読料
- ・タブレット用インナーケース購入費
- ・作品展出品料

教育振興費の使途記録は「不存在」と回答されていたにもかかわらず、職員が明確に内訳を把握していたことから、記録が実際には存在した可能性がある。

令和●年度から教育振興費が「●●●●費」に名称変更され、P T A 非加入者に引き続き請求される予定であり（資料 12：P T A 説明会文書）、現行の問題ある運用が継続される懸念がある。

## (2) 違法性

虚偽説明に基づく教育振興費の請求は、P T A 非加入者に支払い義務がないにもかかわらず、強制的な徴収を企図する不当な行為であり、地方財政法第 4 条の 5 にいう『寄附金、負担金を割り当てて強制的に徴収する』行為に該当するおそれがある。

また、その徴収業務に学校職員が関与し、事務費等が公金から支出され

た場合には、地方自治法第232条の2（公金の適正管理）および第242条第1項（違法または不当な公金の支出）に違反する。

さらに、虚偽説明は保護者の錯誤を誘発し、民法第96条に照らして同意が無効となる可能性がある。

業務委託契約がないままPTA会費徴収を代行した行為は適正手続きを欠き、請求過程の人件費等は地方自治法第242条第1項の「違法または不当な公金の支出」に該当。

学校封筒の使用は、公的資源の私的利用を示し、地方自治法第232条の2（公金の適正管理）に違反。

児童と保護者の紐づけ情報を、教育目的から逸脱してPTA会費徴収に無断利用した行為は、個人情報保護法第18条（目的外利用の禁止）に違反。

### (3) 秋田市への損害

不当請求に伴う文書作成や返金作業の人件費・備品費。

誤った公文書提供による内部調査の事務負担。

個人情報不正利用による法的リスクと信頼低下。

## 2. PTA加入手続きの不明確さと学校・PTAの役割混同

### (1) 事実経緯

請求人の電話に令和6年4月17日14時31分に教頭から、「PTAの非加入届の事をお願い」がある旨の留守録があり、その依頼内容を電話で確認したところ、非加入届提出依頼であった。

この事実から、PTAが全保護者を自動加入扱いとし、非加入の意思表示を求める運用を行っていたことが示される。

令和●年度PTA活動説明会資料（資料12）には、令和6年度以前の入会届と退会届の運用を示す記録がなく、令和6年度まで明確な入退会手続きが欠如していたことがうかがえる。

PTA総会で学校職員紹介や学校経営説明が行われ（資料13：PTA総会資料）、業務委託契約がない（資料11）ため役割混同が顕著。

納付金案内文書（資料1）および訂正文書（資料4）が学校封筒で配布

されたことは、学校がP T Aの徴収業務を公的業務として扱い、公的資源を私的活動に流用した証拠である（資料2 4）。

学校名義携帯電話の利用料をP T A会費で賄う慣行（後述）が混同を助長。

## (2) 違法性

任意加入のP T Aで明確な加入手続きを欠く運用は、保護者の自由意思を侵害し、民法第9 6条（錯誤）による同意の無効を招く。

役割混同は不当請求や個人情報不正利用を引き起こし、地方自治法第2 3 2条の2の公金管理義務に違反。

学校封筒の使用は、公的資源の私的利用を裏付け、違法性を補強。

業務委託契約がないP T A会費徴収の代行は、地方自治法第2 4 2条第1項の違法な公金支出（人件費等）に該当。

## (3) 秋田市への損害

役割混同による事務負担。

不適切な運用による市民の信頼低下。

# 3. 学校名義携帯電話利用料の不正支出

## (1) 事実経緯

学校名義携帯電話は令和2年に契約（資料1 4：携帯電話契約書）。

令和6年度の夏休み・春休みのお知らせに記載・使用されている（資料1 5：休暇お知らせ文書）。

月額利用料の決済記録はない（資料1 4）。

開示請求担当者から「P T A会費で支払っているため決裁記録は不存在」と口頭で説明された。

令和2年・3年のP T A会計決算書にP T A会費からの支出が記載（資料1 6：P T A決算書）されているが、寄附採納手続きはない（資料1 7：寄附手続き不存在通知）。

この慣行が役割混同を助長。

## (2) 違法性

公的業務（学校運営）に使用される携帯電話利用料をP T A会費から支

出することは、地方自治法第232条の2の公金管理義務に違反。

寄附採納手続きが存在しないことは（資料17）、学校が予算外の私的資金を不適切に受領、使用した証拠であり、公金の適正管理を損なう。

### (3) 秋田市への損害

不適切な資金流用による財政的損失（調査費用、法的リスク対応費用）。

役割混同による事務負担。

## 4. J S C加入同意書の管理不備と不適切な徴収

### (1) 事実経緯

令和元年度●年●組のJ S C加入同意書が存在（資料18：J S C同意書不存在通知）だが、令和5・6年度の掛金徴収が確認されている（資料5、資料22：R5納付金案内文書）。

教育委員会は令和5年4月24日にJ S C関連起案書を作成（資料23：J S C起案書）し、翌日施行。

A 小学校には配布時の起案書が存在せず（資料19：教育委員会J S C起案書）、令和5年4月26日にJ S C掛金を含む納付金案内が配付された（資料22）。

令和6年度の納付金案内文書は、当初4月24日に起案・作成し、同日中に配付予定だった（資料6）が、請求人が加入同意書の事前配布を要請（資料8）したため、配付が見送られ、5月2日に内容を変更した新たな文書が作成された。

これは、例年の運用（加入同意書の回収前に全員加入前提で文書作成）に問題があることを示す。

J S C加入申込報告様式（資料19、23）で在籍者数を報告させ、全員加入を前提とした運用が推測される。

5月2日以降の転入生の掛金を次年度に2年分徴収する運用を実施（資料19）。

令和●年度のJ S C共済掛金は、P T Aの●●●●費等と合算し、P T Aが全保護者から徴収する予定（資料12）。



- ・会計処理の不透明性による公金の不適切支出の範囲。
- ・財政に与えた損害の総額。

#### 要求事項

##### P T A非加入者への不当請求と個人情報不正利用の是正

- ・P T A非加入者への教育振興費（●●●●費）請求の即時停止。
- ・児童と保護者の紐づけ情報の無断利用禁止および利用実態の全件調査と是正。

##### 学校名義携帯電話の調査と是正

- ・令和2年以降の契約内容、利用実態、P T A会費支出の調査。
- ・利用継続または解約を判断し、過去のP T A会費支出の返還や公金管理への是正。

##### J S C加入同意書の調査と運用是正

- ・令和元年度以降の同意書管理実態と不存在原因の調査。
- ・同意書収集・保管と徴収ルールのマニュアル作成および毎年度の配布。
- ・5月2日以降転入生の2年分まとめ徴収の見直しと適正運用。
- ・令和●年度以降に予定されている、P T Aの●●●●費等とのJ S C掛金合算徴収を中止すること。

##### P T A会費徴収手続きのマニュアル作成と教職員教育

- ・業務委託契約の締結義務、法的根拠に基づく請求、非加入者対応を明記したマニュアル策定。
- ・現行および新規教職員への法令遵守研修。

##### 公文書開示の誤提供防止

- ・両面印刷で配布した文書は、配付時と同様に両面印刷の状態での保管を徹底する。
- ・紙文書は、パソコンに保管されているデータを出力して開示せず、必ず保

管されている原本をコピーして開示する。

- ・ P T A 関連文書と行政文書の区分を明確化し、学校封筒の私的利用を禁止する。

#### 結論

上記行為は、秋田市に財政的損害を与えています。

学校が P T A 非加入者の個人情報が無断利用し、虚偽説明で教育振興費を請求し、業務委託契約なく会費徴収を代行したことは、学校と P T A の役割混同に起因します。

特に、教育振興費の請求は説明に裏付けがなく、正当性を欠く。

学校封筒の使用は、公的資源の私的利用を示し、受取人に公式性を誤認させる不当な手法である。

複数種類の納付金文書作成や誤った公文書提供は事務負担を増大させ、 J S C 同意書管理不備も法令違反の疑いがあります。

これらの問題は、運用ルールの未整備に起因する側面が強いと考えられます。

今後、学校が P T A 等の会費徴収に関与する場合、業務委託契約の締結義務、法的根拠の確認、非加入者対応を明文化したマニュアルを整備し、全校に配布することが必要です。

マニュアル作成、研修、公文書管理改善は、公金の適正管理と市民の信頼確保に不可欠であり、本請求に基づく是正を強く求めます。

### 3 暫定的停止勧告

本件請求において請求人は、要求事項として P T A 非加入者への教育振興費（●●●●費）請求の即時停止および令和●年度以降に予定されている P T A の●●●●費等との J S C 掛金合算徴収を中止することを求めている。

このため、これらの行為やその他の事項について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項に基づく暫定的停止勧告の要件である「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止するこ

とによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき」を満たすか検討した結果、本件請求書に記載された事項について、受理時点において、違法と客観的に判断できるほどの明らかな証拠は見受けられず、本市に生ずる回復の困難な損害を避けるための緊急性があるとは認められないことから、暫定的停止勧告は行わないこととした。

#### 4 請求人の提出証拠（事実証明書）

##### (1) 令和7年4月18日提出の証拠

別紙参照

（注）提出証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

##### (2) 令和7年5月15日提出の証拠

請求人から新たな証拠として住民監査請求の補足資料が提出された。請求人からは、この資料をもって監査対象を拡大するものではないとの説明があった。

別紙参照

（注）補足資料および添付資料の内容については、記載を省略した。

#### 5 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年5月21日に請求人に対して証拠の提出および陳述の機会を設け、請求人による陳述が行われた。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査の対象

(1) 教育振興費の請求等について

(2) 学校職員のPTA会費徴収業務への関与と事務費等の取扱いについて

(3) 学校名義の携帯電話の費用負担について

(4) 日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の共済掛金の徴収方法等について

#### 2 監査の着眼点

請求書に記載されている事項が事実か、監査の対象とした事項が市の財務会計上の行為に当たるか、その行為が違法又は不当であり市に損害を与えている

かを主眼として実施した。

### 3 監査の対象機関

秋田市教育委員会、秋田市立 A 小学校を監査の対象とした。

### 4 関係職員の調査

令和7年5月21日に、教育長、教育次長、学事課長、学校教育課長、学校教育課教職員室長、A 小学校長のほか、教育委員会総務課、学事課、学校教育課、学校教育課教職員室の職員に説明を求めた。

### 5 書類審査およびヒアリング

令和7年5月13日から6月6日まで、教育委員会総務課、学事課、学校教育課、学校教育課教職員室、A 小学校に対し、適宜、書類審査およびヒアリングを行った。

## 第4 監査の結果

請求人の主張が多岐にわたることから、以下、当該請求の論旨の順に沿って事実関係、判断を述べる。

### 1 P T A非加入者への請求を不当とする主張および個人情報不適切に利用されているとする主張について

#### (1) 事実関係

A 小学校における教育振興費の請求事務は、以下のとおり行われた。

令和6年4月8日、校長は請求人に対し、教育振興費の使途を説明した。同年5月7日、学校は、「令和6年度学校納付金について（お願い）」の文書を学校封筒に入れて請求人に配布した。後に、教頭は請求人の求めに応じ使途を説明した。その内容は、校長が先に説明したものと異なる内容であった。

学校は、教育振興費の請求に関する説明が不十分であったことを認め、請求人に対し口座を残高不足にするよう伝え、その結果、引き落としは行われなかった。

同年6月3日、学校は、「学校納金の振替額変更について（お知らせ）」の文書を学校封筒に入れて請求人に配布した。

#### (2) 判断

請求人は、虚偽説明に基づく教育振興費の請求、徴収業務に学校職員が関与し人件費・事務費が公金から支出されたこと、業務委託契約がないままPTA会費徴収を代行した行為、教育振興費の請求に学校封筒を使用したこと、児童と保護者の紐付け情報を無断利用した行為の違法性を主張している。

初めに、虚偽説明に基づく教育振興費の請求を不当とする請求人の主張について検討する。

学校において保護者から徴収する経費には、学校の責任において徴収する学校徴収金と学校に密接に関わりのあるPTA等の団体が徴収する団体徴収金がある。これらの経費は、いずれも市の歳入歳出には組み込まれず、私費会計として取り扱われる。一方、学校運営のため市の予算に組み込まれるものは公費とされる。

教育振興費は、学校の教育活動上必要な経費として、全保護者から公平に負担してもらうことを目的に、学校徴収金としてPTA非会員に対し請求したものである。なお、PTA会費の中にこの経費相当分が含まれていることから、PTA会員に対しては、教育振興費として請求していない。

請求人は、教育振興費の請求について「支払い義務がないにもかかわらず、強制的な徴収を企図する不当な行為」としている。

地方自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とし、住民監査請求の対象を市の財務会計上の行為又は怠る事実に限っており、財務会計上の行為以外の一般行政上の行為は、たとえそれが違法又は不当なものであっても対象とす

ることはできないと解される。

前述のとおり、教育振興費は私費会計に属する学校徴収金であり、公費には該当せず、地方自治法の規定に従えば、その請求行為は市の財務会計上の行為に当たらないため、住民監査請求の対象とならないものと考えられる。

しかし、同時に請求人は、違法性として「その徴収業務に学校職員が関与し、事務費等が公金から支出された場合には」とし、市の損害として「不当請求に伴う文書作成や返金作業の人件費・備品費」を挙げていることから、この点も併せて考えると、不当な教育振興費の請求事務という非財務会計行為に伴って発生した人件費や事務費の支出という市の財務会計上の行為の違法性、不当性を主張していると受け取れる。

このように、財務会計上の行為を監査の対象としながら、その原因となる非財務会計行為の違法又は不当を問うような場合について、最高裁平成4年12月15日判決は、「職員の財務会計上の行為をとらえて」住民訴訟に基づき「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」とした上で、教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係に鑑み、原因行為が著しく合理性を欠き、そのため、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存するときに限り、これを看過してされた財務会計上の措置が財務会計法規上の義務に違反する違法なものになるとしている。

上記判決の趣旨に鑑みれば、学校と地方公共団体の長との関係にも上記判決の射程は及ぶものと考えられ、先行する原因行為として教育振興費の請求行為が著しく合理性を欠き、そのため、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するときに限り、これを看過してされた人件費や事務費の支出が財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることから、この点について検討する。

A 小学校には、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定に基づいて秋田県が給与を負担している教職員（以下「県費負担教職員」という。）と市が給与を支出している職員（以下「市費負担

職員」という。) があり、教育委員会および小学校へのヒアリングによると、このうち教育振興費の請求事務に従事したのは、県費負担教職員のみであり、市費負担職員は関与していないとのことであった。また、その理由は、教育振興費の請求が少数のPTA非加入世帯への対応であったことから、市費負担職員が担当している印刷業務、印刷物の配布棚への仕分け業務が発生しなかったためとのことであった。

不当な教育振興費の請求事務という非財務会計行為に伴って発生した人件費や事務費の支出という視点に立った場合、人件費については市の公金が支出されておらず、市の財務会計上の行為ではないことから、事務費支出の違法性、不当性に限って検討することとし、その先行行為である教育振興費の請求の違法性又は不当性について考える。

関係職員調査における教育委員会の説明によると、A 小学校は、教育振興費について、その趣旨および過去の使途に基づいて請求人に支払いを依頼したものであり、その際、説明した内容が、職員ごとに異なっていた結果、全保護者から徴収するという趣旨が請求人に伝わらず、請求人からは納付されなかったが、意図を持って虚偽の説明を行ったものではないと認識しているとのことであった。また、強制的に徴収する意図がなかったことは、請求人との協議の結果、教育振興費分を除いた学校納付金の納付一覧を発出し、納付がなされたことから明らかであるとのことであった。

A 小学校が行った説明に誤解を与える面があったことは否めないものの、職員が例示した内容に相違があったことのみをもって虚偽の説明をしたとまでは認められない。また、教育活動の中で全ての児童が受益者となるものであることや、結果的に徴収していないことを併せて考えると、請求人が主張するような地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の5による割当的寄附金等の禁止には当たらないものと考えられる。

また、教育振興費は、学校徴収金として A 小学校が請求したものであり、学校の職務として行った教育振興費の請求に係る事務費の支出自体を違法又は不当とは言えない。

以上のことから、教育振興費の請求行為は、違法又は不当とは言えず、それに伴い発生した事務費の支出についても、違法又は不当とすべき根拠はな

く、その徴収業務に学校職員が関与したことによる人件費・事務費の支出が違法とする請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

さらに、請求人は、誤った公文書提供による内部調査の事務負担や返金作業の人件費・備品費も市の損害と主張している。確かに、事務手続に一部不備があったことにより、公文書開示決定処分を取り消し、改めて開示決定したことによる事務負担は生じているが、これは、秋田市情報公開条例に基づき行った必要かつ適正な事務手続であったと言える。また、請求人が主張する教育振興費の請求行為を直接の原因として発生したのもなく、再開示手続などにより経費にかかり増しが生じたとしても、それを違法又は不当な支出とみることも損害と捉えることもできない。

次に、業務委託契約がないままPTA会費徴収を代行した行為は適正手続を欠くとする請求人の主張について、その意図が教育振興費のことであるとすれば、前述のとおり、学校の職務として行った教育振興費の請求事務に係る事務費の支出自体を違法又は不当とは言えない。

次に、請求人の主張について、その意図が教育振興費ではなくPTA会費のことである場合の人件費や事務費の支出の違法性について検討する。

前述のとおり、A小学校には、県費負担教職員と市費負担職員がおり、どちらもPTA会費徴収業務に従事している。請求人がPTA会費徴収業務に関与したことに伴う人件費の支出を違法又は不当とする主張のうち、県費負担教職員の給与の支出については、市の財務会計上の行為に該当しない。

このため、PTA会費徴収業務に従事した市費負担職員の人件費の支出が違法又は不当であるか、また、事務費の支出が違法又は不当であるかを併せて検討する。

関係職員調査における教育委員会の説明によると、教職員の従事の実態について、A小学校では、事務職員がPTA会費を含む学校納付金の案内文書の案を作成の上、教頭と校長がこれを確認、決裁し、通知文書の印刷や仕分けについては市費負担職員である会計年度任用職員が行い、各学級担任が児童に配布しているとのことであった。また、PTA会費徴収業務に教職員が従事することについては、学校業務とPTA業務は重なり合う部分が多く、双方の業務を一体のものとして処理することや事務用品を共用することは事

務の効率性や保護者の利便性を高め、経済的負担の軽減にもつながるものであり、学校の本来業務に支障のない範囲で可能な限り協力することは差し支えないものと捉えているとのことであった。

P T Aは、保護者と教員から構成される団体であり、学校運営において連携が欠かせない関係にあることに加え、学校の事務用品を使用するなどP T A会費徴収業務と学校業務を一体で処理することは、結果として、事務の効率化や保護者負担の軽減につながっているという側面もある。仮に、これらを別個に扱ふとすれば、事務量が増加し事務作業が繁雑となるほか、保護者負担の増加につながることも予想される。また、P T Aに対して一定の協力をすることを服務監督権者である教育委員会が差し支えないとしていることも併せて考えれば、教職員がP T A会費徴収業務に従事していることを一概に否定できるものではないと考えられる。

以上のことから、徴収業務に係る市費負担職員の人件費や事務費を支出していることが違法又は不当であるとまでは言えず、また、給与の返還や事務費の負担を求めていることをもって、賦課・徴収を怠る事実があるとも言えず、業務委託契約がないままP T A会費徴収を代行した行為は適正手続を欠き、請求過程の人件費等の支出が違法又は不当とする請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

次に、教育振興費の請求に学校封筒を使用したことは、公的資源の私的利用とする請求人の主張について検討する。

教育振興費の請求の際に使用した学校封筒は、学校が購入し管理しているものである。教育振興費は、前述のとおり、学校徴収金として A 小学校が請求したものであり、学校の職務として行った教育振興費の請求に学校封筒を使用したことは、財産の違法又は不当な処分とは言えず、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

次に、児童と保護者の紐付け情報をP T A会費徴収に無断利用した行為の違法性を主張している点について検討する。

住民監査請求が対象とするのは、市の公金に係る財務会計上の行為および怠る事実に限られており、地方公共団体が行う全ての事務の違法又は不当な行為の是正を目的とするものではない。

個人情報の取扱事務は、市の財務会計上の行為とは言えないことから、住民監査請求の対象外である。加えて、請求人は個人情報の不正利用による法的リスクや信頼低下を損害としているが、その主張には具体性がなく、そもそも教育振興費は、学校徴収金として請求したものであり、学校が取得した個人情報をPTA会費徴収業務に不適正に利用したとする事実も認められないことを併せて考えても、市の財務会計上の違法な行為を指摘しているとは言えない。

以上のことから、個人情報を無断利用したことを違法とする請求人の主張は、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、これを却下する。

## 2 PTA加入手続に不明確さがあるとする主張および学校・PTAの役割が混同しているとする主張について

### (1) 事実関係

教育委員会およびA小学校に確認したところによると、PTA加入手続および会費徴収業務については、次のとおり行われた。

令和6年度のPTAへの加入手続について、新入学児童の保護者には入学式後にPTA会長が、転入児童の保護者には校長が説明し、PTAへの非加入を希望する保護者からはその旨を学校に連絡してもらうこととしていた。

PTA会費の徴収については、事務職員がPTA会費を含む学校納付金の案内文書の案を作成の上、教頭と校長がこれを確認、決裁し、市費負担職員である会計年度任用職員が通知文書の印刷や仕分けを行った後、各学級担任が児童に配布した。

また、保護者口座からの振替に係る事務や、保護者からの納付金の確認、PTA会計への振替作業は事務職員が行った。

### (2) 判断

請求人は、任意加入のPTAでの明確な加入手続を欠く運用、PTA会費の不当請求や個人情報の不正利用、学校封筒の使用、業務委託契約がないPTA会費徴収の代行による公金支出の違法性を主張し、学校・PTAの役割混同による事務負担、不適切な運用による市民の信頼低下を市の損害としている。

これらの主張のうち、学校封筒の使用や、業務委託契約がないPTA会費徴収の代行による公金支出、学校・PTAの役割混同による事務負担については、第4の1の(2)に教職員がPTA会費徴収業務に従事することによる人件費や事務費の支出に関する判断として記載したとおりである。

また、違法な行為と主張するPTAでの明確な加入手続を欠く運用、PTA会費の不当請求や個人情報の不正利用については、いずれも市の財務会計上の行為とは言えず、損害と主張する不適切な運用による市民の信頼低下については、その損害の内容を明らかにしておらず、それだけで市の財産的損害とするには具体性に欠けており、市の財務会計上の違法又は不当な行為を指摘しているとも言えないことから、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、これを却下する。

なお、PTA非加入者への対応やPTA関係業務への従事のあり方については、意見として後述する。

### 3 学校名義携帯電話利用料を不正支出しているとする主張について

#### (1) 事実関係

教育委員会およびA小学校に確認したところによると、A小学校で使用している携帯電話は、平日の夜間や土日などの緊急の連絡に使用するため、令和2年7月に、A小学校PTAがA小学校名義で加入契約をしたとのことであった。

また、携帯電話利用料は、当該PTAの予算から支出していた。

#### (2) 判断

請求人は、学校携帯電話利用料をPTA会費から支出することやこの利用料を寄附採納していないことが違法であると主張している。

関係職員調査における教育委員会の説明によると、携帯電話は、A小学校PTAがA小学校名義で契約したものであり、契約名義をA小学校とした理由は、A小学校PTA代表者名で契約すると、代表者交代の度に名義変更手続が発生することから、それを避けるための便宜上のこととのことであった。

確かに、この携帯電話は学校名義で契約されており、学校からの配布物に

保護者からの連絡先として携帯電話番号が記載されている。しかし、導入の目的は、保護者からの緊急連絡先を確保することであり、その受益者は保護者や児童であることに鑑みれば、この携帯電話の加入契約者が実態として A 小学校 P T A であるとする教育委員会の説明は理解できるものである。

このことから、A 小学校 P T A が契約した携帯電話の利用料を P T A 会費から支出しているものであり、そもそもその利用料金相当分を学校が寄附金として受け入れなければならないという関係にはない。

以上のことから、学校名義携帯電話利用料を不正支出しているとする主張は、市の財務会計上の行為の違法性、不当性を指摘しているものとは言えず、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、これを却下する。

#### 4 J S C 災害共済加入同意書の管理に不備があるとする主張および共済掛金の徴収が不適切であるとする主張について

##### (1) 事実関係

教育委員会および A 小学校に確認したところによると、J S C の加入手続および共済掛金の徴収の流れは、次のとおりであった。

A 小学校は、新 1 年生および 5 月 1 日までに転入した児童の保護者から加入同意書を回収し、学校で保管する。共済掛金については、学校納付金の案内文書の内訳に J S C の共済掛金を記載し、ほかの納付金と一緒に口座振替で徴収する。

教育委員会は、毎年 5 月 1 日から 5 月 3 1 日までの間に、加入者名簿の更新作業を災害共済給付オンライン請求システムにより行うとともに、J S C に共済掛金を支払う。学校が保護者から徴収した共済掛金は、教育委員会が調定通知書を起票し、各学校に納入通知書を送付し納入させる。

##### (2) 判断

請求人は、J S C 加入同意書の不存在に係る個人情報保護や公文書管理の違法性、5 月 2 日以降の転入生に対する 2 年分まとめ徴収による補償空白期間や事務混乱を招く運用の不当性を主張し、同意書管理不備による事務負担と法的リスク、不適切な徴収による信頼低下と補償空白リスクを市の損害としている。

J S C加入同意書の不存在に係る個人情報保護や公文書管理については、いずれも住民監査請求が対象とする市の財務会計上の行為とは言えない。

また、同意書の有無について、J S Cが示す災害共済給付契約名簿更新の手引（以下「手引」という。）では、同意を得る方法は法令で特に定められてはいないとされていることに加え、関係職員調査における教育委員会の説明によると、学校は、共済掛金の徴収について保護者に説明しているほか、配布した学校納付金の案内文書の内訳にJ S Cの共済掛金を記載しているとのことであった。

これらのことから、同意書の不存在をもって同意を得ていなかったとまでは言えず、同意書がないことを直接の原因として財政的損害が生じているとも言えず、現時点では具体的な法的リスクも想定できない。

次に、5月2日以降の転入生に対する共済掛金の2年分まとめ徴収は、地方自治法が住民監査請求の対象としてしている財務会計上の行為に当たらない上、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号）第28条第4項「センターに対し既に共済掛金を支払った学校の設置者の設置する学校に児童生徒等が転学してきた場合における当該児童生徒等に係る当該年度の共済掛金の支払いは、翌年度において行うものとする。（以下略）」に従った運用であることに加え、転入があった場合でも、手引に従い、翌月にJ S Cに報告しており、補償空白期間や事務混乱は生じないことから、不適切な徴収による信頼低下と補償空白リスクにつながることも考えられず、市の損害としては具体性と根拠に欠けるものである。

以上のことから、J S C災害共済加入同意書の管理に不備があるとする主張および共済掛金の徴収が不適切であるとする主張については、いずれも住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、これを却下する。

なお、監査過程において、請求人の主張のとおり、公文書管理上の不備があったことは事実であることが判明しており、これについても意見として述べる。

## 第5 意見

### 1 P T Aと学校の関係について

今回監査の対象とした A 小学校における教育振興費の請求に当たっては、学校の説明の不一致や、教育振興費を P T A 会費の一部として取り扱ったことから、請求人からの理解を得ることができなかったことに加え、教職員の P T A 関係業務への従事のあり方や経費負担の妥当性、個人情報取扱い方法に至るまでの疑念を生じさせた。令和 5 年度までは全世帯が P T A に加入していたものの、令和 6 年度に加入しない世帯が出てきたため、新たに対応が必要になったことも、そのような混乱を生じさせた一因と推測する。

保護者の意識や P T A と学校を取り巻く環境の変化を背景に、ほかの学校においても、学校と P T A あるいは学校と P T A 非会員世帯との関係に、これまでとは異なる対応が求められる場面が生じることが想定される。

こうしたことから、教育委員会としては、本件請求を一つの学校の事例として捉えるのではなく、各校に生じうる共通の課題を洗い出し、学校の実情を踏まえつつ、必要に応じて統一の見解を示すなど、学校と連携しながら解決していく姿勢が望まれる。

このことは、さまざまな私費会計を管理する学校におけるリスク管理の取組としても有益と思われる。

## 2 J S C に係る公文書の不存在について

本件請求書および関係職員調査の結果により、保護者から徴する加入同意書の不存在を確認した。教育委員会によると、本来、入学時に保護者から徴しているはずの同意書が存在しない原因として、入学時に保護者から同意書を徴していなかった可能性や、同意書は徴したが既に廃棄した可能性などが考えられるが、当時の担当者の退職などにより原因の判明には至らなかったとのことであった。

同意書は、教育委員会から各校に発出している通知に基づき、保護者から徴されていなければならない、卒業後 5 年間保存されるべきものであった。同意書の不存在は、保護者の同意の有効性を直ちに否定するものではないにしても、個人情報が含まれる文書の管理に不備があったと言わざるを得ない。

教育委員会では J S C 加入同意書の取扱いについて、令和 7 年度に一部改善を図り各校に通知しているが、教育委員会においては、保存期間内の公文書の不存在という事実を重く受け止め、再発防止策を検討するよう望むものである。

### 3 公文書管理の適正化について

本件請求書に記載のとおり、公文書開示請求に対する開示決定の取消しや再開示が発生していたことから、教育委員会として学校の公文書管理の更なる適正化に努められたい。

## 別紙

### ○ 提出証拠（事実証明書）

#### 添付資料一覧

資料 1：教育振興費請求文書（令和 6 年度学校納付金について）

資料 2：P T A 総会資料（予算書案抜粋）

資料 3：通帳コピー

資料 4：振替額訂正文書（学校納金の振替額変更のお知らせ）

資料 5：令和 6 年度学校納付金について（P T A 会員用）

資料 6：複数種類の学校納付金案内文書

資料 7：誤った内容の公文書開示文書（計 2 通）

資料 8：内部調査関連文書

資料 9：返金作業通知文書

資料 1 0：保有個人情報開示請求結果通知書

資料 1 1：業務委託契約不存在通知

資料 1 2：令和●年度 P T A 活動説明会文書

資料 1 3：P T A 総会資料（学校経営方針、職員紹介等抜粋）

資料 1 4：学校名義携帯電話契約書（月額利用料決裁記録なし）

資料 1 5：夏休み、春休みのお知らせ文書

資料 1 6：令和元年度～令和 5 年度の P T A 決算書

資料 1 7：寄附採納手続き不存在通知

資料 1 8：令和元年度 J S C 加入同意書（●年●組不存在）

資料 1 9：教育委員会作成、令和 6 年度 J S C 関連起案書

資料 2 0：戸籍の附票

資料 2 1：教育振興費の使途記録不存在通知

資料 2 2：令和 5 年度学校納付金案内文書

資料 2 3：教育委員会作成、令和 5 年度 J S C 関連起案書（抜粋）

資料 2 4：学校封筒と連絡帳のコピー

別紙

○ 5月15日に提出された補足資料

添付資料一覧

資料A： B 中学校「令和●年度学校納付金振替額」一覧（入学説明会資料P 1 1  
抜粋）

資料B： B 中学校 業務委託契約等不存在（令7教教職第60号）

資料C： J S C加入同意書（令7教学事第162号）

資料D： J S C掛金二年分まとめ徴収案内文書（令7教教職第61号）

資料E： 令和●年度 B 中学校入学式で配布された式次第の原本（名簿配布）

資料F： 保有個人情報開示結果（マスキング無しの生徒名簿、資料Eのコピー  
が開示）

資料G： A 小学校●年 学年通信

資料H： B 中学校教育振興会規約（公文書開示請求により取得）

資料I： B 中学校令和●年度学校納金案内文書（保護者へ配布された文書）